

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 監査実施日 | 平成24年4月25～27日、5月30日 |
| 監査の結果 | 講じた措置(又は今後の方針等)     |

|  |  |
|--|--|
| <b>(指導事項) 2件 (収入1、物品1)</b>   |  |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。<br>工事契約解除に伴う違約金<br>平成13年度分 先数 1件 113,400円 | 1) 歳入の収入未済について<br>未収となっている債権の消滅時効の期間10年が経過し、かつ、債務者の時効の援用もないことから、当該未収金債権の議会における権利放棄に向けて、必要な手続きを進めているところである。<br>2) 物品購入報告書の作成について<br>財務規則に従い物品購入報告書を作成した。<br>今後は、会計事務自己点検表等を利用して、作成漏れのないよう日常的に点検を行う。 |
| 2) 報償物品を資金前渡で購入したが、財務規則第149条に規定する物品購入報告書が作成されていないかった。              |  |

|   |  |
|---|--|
| 監査対象所属  | 産業労働部 産業政策課 (海外展開・成長分野推進室)                       |
| 監査対象期間  | 平成23年度   |
| 監査実施日   | 平成24年6月13日、7月19日                                 |
| 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)                                  |
| <b>(指導事項) 1件 (給与1)</b>  |  |
| 1) 単身赴任手当の支給において、4月1日の事実発生日から15日を経過後に提出された届については、本来受理日の翌月である5月から支給すべきところ、4月から支給したため過払いとなっていた。 | 1) 予備監査後直ちに対象職員に対し過払い分のれい入を求め、平成24年7月11日にれい入された。 |

|   |  |
|---|--|
| 監査対象所属  | 産業労働部 商業振興金融課  |
| 監査対象期間  | 平成23年度   |
| 監査実施日   | 平成24年6月12日、7月19日   |
| 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
| <b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>  |  |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。<br>①中小企業高度化資金貸付金償還金(元金)<br>過年度分 10,734,172,193円<br>平成23年度分 16,227,000円<br>合計 先数 8件 10,750,399,193円<br>②中小企業高度化資金貸付金償還金(利子)<br>過年度分 先数 1件 4,944,078円<br>③小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金<br>過年度分 先数 13件 41,031,440円 | 1) ①及び②について<br>過年度分(7件)については、平成24年9月定例県議会において、地方自治法第96条第1項第6号及び第10号の規定に基づき、債権譲渡及び債権放棄の議決を得たため、不納欠損処分を行なった。<br>平成23年度分(1件)については、回収のため、担保物件の処分を行なうこととし、競売の申立てを行った。<br>③ 「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、回収見込みのある貸付先については、少額ずつでも回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡により引き続き償還請求を行ない、回収見込みのない貸付先については、債権 |

|                         |
|-------------------------|
| 放棄等の手続きを行う等、不納欠損処理を進める。 |
|-------------------------|

|        |                  |
|--------|------------------|
| 監査対象所属 | 産業労働部 産業支援課      |
| 監査対象期間 | 平成23年度           |
| 監査実施日  | 平成24年6月11日、7月19日 |
| 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)  |

|  |   |
|--|---|
| <b>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</b>   |   |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。<br>山梨県創造技術研究開発補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金<br>平成18年度分 先数1件 2,650,000円            | 1) 平成18年度に5,600,000円の返還命令を行なったが、事業者は経営が厳しい状況から一時に全額を返還することができないことを申し立てている。<br>事業活動は継続していることから、訪問及び電話による督促を行ない、少額ずつではあるが、返還が行なわれている。<br>本年度は、1月末日現在、300,000円が返還され、未収入額は、2,350,000円となっている。<br>今後も引き続き、事業者への訪問による督促及び電話連絡による事業状況把握等を実施し、返還を求めていく。<br>2) 公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づき移動報告を提出した。 |
| 2) やまなしベンチャー育成投資事業有責任組合出資金について、投資企業の一部に保有株式の売却があり、出資金が減少したが、公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づく移動報告が提出されていなかった。 |   |

|  |   |
|--|---|
| 監査対象所属   | 産業労働部 産業集積推進課   |
| 監査対象期間   | 平成23年度  |
| 監査実施日  | 平成24年6月11日、7月19日  |
| 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)   |
| <b>(指導事項) 3件 (収入2、財産1)</b>   |   |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。<br>①山梨県産業集積促進助成金返還金<br>平成22年度分 先数1件 138,401,000円<br>②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料等<br>平成22年度分 11,359,500円<br>平成23年度分 22,468,500円<br>合計 先数1件 33,828,000円 | 1) ①について<br>山梨県産業集積促進助成金返還金については、債務者の申請に基づき、平成23年3月31日付け及び平成24年3月30日付けで地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行なわれている。<br>平成23年度未までに95,000,000円が返還されており、未収金額は83,401,000円と減少している。<br>引き続き、支払計画書とおりの返還がされるよう、今後も定期的に要請を行なっていく。<br>②について |

|   |   |
|---|---|
| <p>2) (財)日本立地センターへの出捐金について、帳簿上及び公有財産台帳では、18,000,000円となっているが、(財)日本立地センターが発行する「出捐之証」の現物は2枚17,500,000円であり、この額と公有財産台帳の額が相違していた。</p> <p>3) 県補助金返還金加算金の収入未済金について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、遅延しているものがあつた。</p> | <p>上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議することとなっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金についての納付も要請している。</p> <p>2) 監査時における指導を受け、(財)日本立地センターに出捐額を確認したところ、500,000円分については、寄附金として処理されていることが判明した。公有財産台帳との相違について所管課と協議したところ、台帳への修正は不要となつた。</p> <p>3) 今後は、スケジュール管理を的確に行ない、督促状の発付が遅延することの無いよう事務処理を行なうこととする。</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>監査対象所属 産業労働部 労政雇用課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年6月11日、7月19日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 郵便切手類受払簿の物品取扱者の事務引継について、財務規則第284条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていなかった。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 年度当初に前任者及び後任者の立ち会いのもと引継を実施したが、帳簿末尾余白への年月日の記載、確認者の記名捺印がされていなかったため、再度帳簿を確認し、末尾余白へ年月日の記載、確認者の記名捺印を行なつた。</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>監査対象所属 観光部 観光企画・ブランド推進課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年6月22日、7月23日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、契約1)</p> <p>1) 公用車保管場所変更届出に係る資金前渡について、同一支出命令書による一連の支払事務終了後7日目に、別支出命令書による前渡資金と合わせて精算書が提出されており、財務規則第72条第2項に規定する期限に遅延していた。</p> <p>2) 山梨県観光客動態調査業務委託について、契約書第6条において別添仕様書を遵守の上、委託事業を処理するものと規定しているが、仕様書が添付されないまま契約書が作成されていた。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 資金前渡に係る事務処理について、財務規則の規定を再確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。</p> <p>2) 今後は契約書作成時に仕様書の添付等遺漏がないか確認を徹底する。</p> |
|---|--|

|        |           |
|--------|-----------|
| 監査対象所属 | 観光部 観光振興課 |
|--------|-----------|

|  |  |
|--|--|
| <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年6月21日、7月23日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出2)</p> <p>1) 富士の国やまなし観光ネットワークシステム保守業務委託総費において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っているものがあつた。</p> <p>2) 高道路路重点観光キャンペーン事業業務委託の予定価格の積算において、人件費のうち共済費が、賃金に相当する法令に定める料率に基づく金額となつていなかった。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 今後、請求書の提出があつた時は、日付のあることを確実に確認する。未記入のものがあれば記入を求める。</p> <p>2) 今後は、チェックリストなどによる関係書類の審査を確実に行う。</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>監査対象所属 観光部 国際交流課 (バスボートセンター)</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年6月21日、7月23日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 公共資金前渡職員口座に発生した預金利息の調定が遅延していた。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 毎月の公共料金支払い後、通帳記入を行い、支出の確認を行っている。また、預金利息の発生月に、再度通帳の確認を行い預金利息が発生した際には、適切な処理を行う。</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>監査対象所属 農政部 果樹食品流通課 (農産物販売戦略室)</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月25日、8月27日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 果出資法人に物品賃借契約書により備品を貸付けているが、財務規則第161条第2項に基づき物品貸付調書が作成されていなかった。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 物品貸付調書を作成し、貸付物品一覧表に登載した。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>監査対象所属 農政部 畜産課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月12日、8月27日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 行政財産使用料の調定が遅延していた。</p> <p>2) 継続貸付けしている財産について、移動報告がされておらず、貸付簿が更新されていない。</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 行政財産使用料10,288円の調定処理が、平成23年10月7日になつていたが、今後は、年度当初において、徴収すべき行政財産使用料の金額を確認して速やかに調定処理を行い、こうした遅延がないようにする。</p> <p>2) 貸付簿の更新を行なつていない財産(土地及び建物)について、報告漏れとし</p> |
|---|---|

のがあった。  
て平成22年度以降の移動報告をして更新手  
続きを行った。

|   |                   |
|---|-------------------|
| 監査対象所属  | 農政部 花き農水産課        |
| 監査対象期間  | 平成23年度            |
| 監査実施日   | 平成24年7月26日、8月27日  |
|   | 監査の結果             |
| (指導事項) 1件 (支出1)   | 講じた措置 (又は今後の方針等)  |
| 1) 平成23年度水田等フル活用持力向上事業 (ふるさと雇用再生特別基金事業) において、実施要領第7条第3項に規定する雇用状況報告書が提出されていないものがあった。 | 1) 雇用状況報告書を提出させた。 |

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 監査対象所属          | 農政部 農業技術課 (担い手対策室) |
| 監査対象期間          | 平成23年度             |
| 監査実施日           | 平成24年7月26日、8月27日   |
|                 | 監査の結果              |
| (指導事項) 2件 (収入2) | 講じた措置 (又は今後の方針等)   |

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- ①農業改良資金貸付金償還金  
過年度分 132,127,635 円  
平成23年度分 3,887,000 円  
合計 先数 16件 136,014,635 円
  - ②農業改良資金貸付金違約金  
過年度分 先数 16件 14,688,270 円

1) 収入未済  
収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニユアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債権者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行なっており、今後引き続き早期返済を促していく。

また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行なう。

平成25年2月10日現在、償還金延滞者14名から1,903千円、違約金延滞者6名から260千円を回収し1名が完済となった。回収及び未収金の状況 (単位: 円)

|     | H24年度     | H24年度     | 未収額         |
|-----|-----------|-----------|-------------|
|     | 回収額       | 新規延滞額     |             |
| 償還金 | 1,903,000 | 0         | 134,111,635 |
| 違約金 | 260,216   | 1,114,301 | 15,542,355  |

- 2) 平成23年度測定分農業改良資金償還金の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。

2) 督促状の発行  
平成23年度測定分3名および平成24年度測定分1名について督促状を発付した。

|        |         |
|--------|---------|
| 監査対象所属 | 農政部 耕地課 |
| 監査対象期間 | 平成23年度  |

|   |   |
|---|---|
| 監査実施日   | 子催監査 平成24年7月27日・8月1～2日、8月27日  |
|   | 監査の結果   |
| (指導事項) 1件 (支出1)   | 講じた措置 (又は今後の方針等)  |
| 1) 平成23年度土地改良施設維持管理適正化事業について、事業実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限に遅延して提出されていた。 | 1) 事業実施主体に対し、事業実績報告書の提出期限を遵守するよう、口頭で指導した。今後は、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、補助金交付要綱に則った事務処理を行なう。 |

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 監査対象所属              | 農政部 中北農務事務所       |
| 監査対象期間              | 平成23年度            |
| 監査実施日               | 平成24年5月7～9日、5月31日 |
|                     | 監査の結果             |
| (指導事項) 2件 (収入1、財産1) | 講じた措置 (又は今後の方針等)  |

- 1) 行政財産使用料 (電柱敷き) の測定が遅延しているものがあった。

1) 長期に使用許可を行なっている行政財産 (電柱敷き) については、年度当初に一括で測定を行なっているところだが、平成23年度はこの時期に同じ使用者から新規の使用許可申請があった。

このため、新規の許可を行なった後に、継続と新規をまとめて測定を行なうこととで、事務の効率化を図ったものであるが、今後は、このような場合には継続と新規の測定を分けて行なうようにする。

2) 未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組みしていく。

未登記筆数  
過年度分 215筆から200筆へと減少

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 監査対象所属              | 農政部 峡東農務事務所         |
| 監査対象期間              | 平成23年度              |
| 監査実施日               | 平成24年4月19～20日、5月29日 |
|                     | 監査の結果               |
| (指導事項) 2件 (収入1、財産1) | 講じた措置 (又は今後の方針等)    |

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- ①工事契約解除に伴う前払金返還利息  
過年度分 先数 2件 153,129 円
  - ②公正入札違約金  
平成23年度分 先数 3件 34,415,866 円

1) ①工事契約解除に伴う前払金返還利息  
1件は全額納付済み。残り1件については、継続的に文書及び訪問による催告を行なっているが、債務者は既に事業を廃止しており、財産調査では不動産はなく、また支払能力もないので回収に困難をきたしている。

②公正入札違約金  
1件は裁判所による破産手続廃止の決定が見込まれるので、不納欠損処理に向け聞



|   |   |
|---|---|
| <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。<br/>過年度分 247 筆 平成 23 年度分 37 筆<br/>合計 284 筆</p> | <p>保讓と協議を進める。<br/>1 件については文書及び訪問による催告を行なっているが、債務者は事業を行なつておらず、支払能力もないことから回収に至っていない。財産調査では不動産はあるものの、競売物件となつてゐる。多額の負債を抱え、すぐには資力の回復は見込めないで、分割納付について検討する。<br/>残り 1 件は文書による催告を行なつてゐるが、調定以前に会社は解散（精算は未終了）しており、財産調査では土地一筆もあり、回収に至つてゐない。所在調査では代表取締役の住所と住居の状態が変更になつてゐることを確認した。<br/>2) 未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。<br/>未登記筆数<br/>過年度分 247 筆から 228 筆へと減少<br/>平成 23 年度分の未登記筆数は、ゼロとなつた。）</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>1) 三珠豊富地区農道 12 号第 2 工区改良工事及び増越西部地区農業用排水路 3 号水路工事において、当初契約の工事内容と同一性が認められない別地区の農道の舗装工事を変更契約で追加施工してゐた。</p> <p>(指導事項) 1 件 (工事 1)</p> <p>1) 三珠豊富地区農道 12 号第 2 工区改良工事及び増越西部地区農業用排水路 3 号水路工事において、当初契約の工事内容と同一性が認められない別地区の農道の舗装工事を変更契約で追加施工してゐた。</p> | <p>1) 当初契約の工事内容と同一性が認められないとする今回の指摘を踏まえ、次のような再発防止策を講じた。今後、適切な工事執行を図っていく。<br/>＜職員への再度の周知徹底＞<br/>各職員に対し、工事の適切な執行について改めて周知徹底を図つた。<br/>＜研修における取組み＞<br/>耕地課とともに農業土木技術研修会を開催し、今回の事例における問題点を明示して再発防止に向けた共通認識を深めた。</p> <p>1) 収入未済<br/>1 件については、裁判所が債務者法人に対して費用不足による破産手続停止の決定の確定をしており、債権が消滅したことから、不納欠損処理を行つた。</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。<br/>過年度分 140 筆</p> | <p>もう 1 件については、法人登記は開鎖されてゐないものの事実上倒産状態にあり、代表者も行方不明であつた。今年度所在調査を行なつたところ代表者と連絡が取れたので、面談を行ない納付を求めたが、登記簿上存在しているだけで、法人としての実態はなく、また、自身の資産もなく支払困難と認識された。今後も引き続き債権回収に努めていくが、当該法人の動向に注視しつつ対応していきたい。<br/>2) 未登記<br/>未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。<br/>未登記筆数<br/>過年度分 140 筆から 138 筆へと減少</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>監査対象所属 農政部 富士・東部農務事務所<br/>監査対象期間 平成 23 年度<br/>監査実施日 平成 24 年 4 月 23～24 日、5 月 30 日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 件 (財産 1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。<br/>過年度分 9 筆</p> | <p>1) 未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。<br/>未登記筆数<br/>過年度分 9 筆から 6 筆へと減少</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室、建設業対策室)<br/>監査対象期間 平成 23 年度<br/>監査実施日 平成 24 年 6 月 26～27 日・7 月 24 日、8 月 24 日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 件 (契約 1)</p> <p>1) 経営規模等評価申請書データベース入力業務委託契約において、データベース入力業務の単価契約を締結してゐたが、契約書に予定数量の記載がなかつた。</p> | <p>1) 今後は「支出負担行為問い合わせ表」に当室独自に単価契約のチェック項目を設け、適正な契約締結を徹底することとした。なお、今年度は予定数量を明示した契約の締結を行つてゐる。</p> |
|---|--|

|  |                         |
|--|-------------------------|
| <p>監査対象所属 県土整備部 治水課<br/>監査対象期間 平成 23 年度<br/>監査実施日 平成 24 年 7 月 19 日、8 月 22 日</p> <p>監査の結果</p> | <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> |
|--|-------------------------|

|   |  |
|---|--|
| <p><b>(指導事項) 3件</b> (収入1、支出1、工事1) 1)歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川工事等原因者負担金<br/>平成23年度分 先数 1件 35,457,250円</p> <p>②雑入(不当利得の返還請求)<br/>平成23年度分 先数 1件 122,630,985円</p> <p>収入未済の概要<br/>林地開発許可の規定(森林法第10条の2)に違反し投棄された土砂が崩落し、一級河川を堰き止め下流世帯に災害の恐れがあったため、県(森林整備課及び治水課)が原因者に代わって緊急措置として行った対策工事等に係る平成18年8月に支払った費用については、完成直後から請求が可能となるが、まだ大量に土砂が埋積しており、別途県が原因者に復旧命令を発出した工事の進捗状況を見ながら請求の時期を検討することとした。</p> <p>しかしながら、復旧工事の進捗がなかなか図れず、再三の指導にもかかわらず是正されないこと、さらに崩落から5年が経過し、公法上の債権の消滅時効期間(5年)を経過してからの請求は権利の濫用となる恐れが生じることや、民法上の債権についても適切な請求を行っておく必要があることから、庁内関係各課との協議を重ねた上で、平成23年8月に河川法及び民法の規定により原因者に対して返還請求を行ったもの。</p> <p>2) 水防配備時に係る補食に係る経費について、前渡資金の精算が遅延していた。</p> <p>3) 鎌田川河川工事において設計変更に伴う契約変更の手続きが遅延していた。</p> | <p>1) 納期限までに納付されなかった当該負担金等については、法令の規定に基づき督促を行った上で、面談や文書による納付催告のほか、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努めてきた。</p> <p>今後もし引き続き、債権者への催告、情報収集及び財産等の状況調査を行うとともに、法的措置についても検討する。</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>1) 納期限までに納付されなかった当該負担金等については、法令の規定に基づき督促を行った上で、面談や文書による納付催告のほか、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努めてきた。</p> <p>今後もし引き続き、債権者への催告、情報収集及び財産等の状況調査を行うとともに、法的措置についても検討する。</p> | <p>1) 今後は、資金前渡の支出命令合決裁時に精算期限の確認を行い、併せて毎月5日までに精算書の提出及び提出状況の確認を徹底し、精算が遅れることのないようにする。</p> <p>3) 事務処理要領等の周知を行い、適切な契約変更時期に対する職員の理解を深め、手続きの遅延防止に努めるとともに、変更支出負担行為の早い決裁時の確認を徹底していく。</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 下水道課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月19日、8月24日</p> <p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項) 1件</b> (支出1)</p> <p>1) 流域下水道普及活動推進事業補助事業において、当初県補助金310,000円及び市町村負担金304,000円を原資として、事業費859,392円の事業計画で交付決定を行ったところ、事業費が439,821円と大幅に減額(48%減)したが、</p> | <p>1) 今後は、年度の中で事業の執行状況を適宜確認することとし、変更等が見込まれる場合は、必要な手続きを取るよう指導していく。なお、平成24年度については、繰越金を含め、事業計画通り執行するよう指導した。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>補助金交付要綱第6条に基づく変更申請書が提出されておらず、繰越金が174,216円増加したものがあつた。</p> | <p>導をした。</p> <p>山梨県の下水道普及率は、まだ全国平均以下であるため、今後とも普及啓発活動は必要なのであることから、補助金が有効に活用されるよう、各流域下水道推進協議会には再度働きかけをしていく。</p> |
|---|---|

|   |                        |
|---|------------------------|
| <p>監査対象所属 県土整備部 建築住宅課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月20日、8月24日</p> <p>監査の結果</p> | <p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> |
|---|------------------------|

|   |   |
|---|---|
| <p><b>(指摘事項) 2件</b> (収入2)</p> <p>1) 行政財産使用料の測定が遅延しているものがあつた。18件 8,092,962円</p> <p>2) 県営住宅の無断退去者の退去修繕費について、平成23年度の修繕費は測定されなかったが、過年度の修繕費は測定されていた。</p> | <p>1) 行政財産の目的外使用許可の更新を迎える事業者等に対し、許可期間満了の1ヵ月前までに更新申請を行うよう通知を発送するとともに、進捗管理表を作成し、県内全体で事務処理の進捗状況を把握し、まとめて処理するのではなく、それぞれ速やかに処理を行うこととした。</p> <p>なお、今年度分の測定は、原則遅延のないよう測定済みである。</p> <p>2) 過年度分については、平成24年8月20日に測定済みである。</p> <p>今後は、無断退去が発生した時点で随時公社から報告をさせ、額を確定の上、遅滞なく測定回を作成し、適切に債権管理を行っていくこととした。</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p><b>(指導事項) 6件</b> (収入4、物品1、重点1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①行政財産使用料<br/>過年度分 先数 1件 9,450円</p> <p>②県営住宅使用料<br/>過年度分 355,916,330円<br/>平成23年度分 46,564,880円<br/>合計 先数 1,257件 402,481,210円</p> <p>③県営住宅駐車場使用料<br/>過年度分 121,000円<br/>平成23年度分 612,500円<br/>合計 先数 94件 733,500円</p> <p>④県営住宅破損賠償金<br/>過年度分 先数 39件 732,179円</p> <p>⑤無断退去者の退去修繕費<br/>平成23年度分 先数 4件 351,500円</p> <p>⑥県営住宅明渡し不履行損害賠償金<br/>過年度分 先数 6件 2,681,291円</p> | <p>1) ①行政財産使用料<br/>養団地におけるCAMIV施設設置許可に伴う未済である。</p> <p>経営者死亡によりその相続人を調査したところ、相続人4名中3名(実子)が相続放棄、残り1名は前妻との子で連絡が取れない状況であったが、本籍の東京都八王子市から調査し居所をつきとめ支払い交渉をしたところ、当人も相続放棄をしたことを確認。</p> <p>その結果、相続人の範囲を子4名から、兄弟2名及び甥姪2名の計4名に拡げて、引き続き調査、接触していくこととする。</p> <p>②県営住宅使用料<br/>県営住宅使用料の未済については、督促状の発行や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、滞納保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヵ月の者に対する契約解除通告等を行ない、滞納の解消に努めている。平成24年度</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>からは新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。</p> <p>悪質な長期滞納者については、平成 16 年 12 月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払い」と住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成 21 年度からは知事専決となり、議会へは報告となっており。)平成 24 年度からは報告と取り組みとして、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を 12 カ月以上から 10 カ月以上とする試行に取り組んでいる。</p> <p>訴訟判決者に対しては、速やかに強制執行の手続きをとるとともに、訴訟和解者のうち、和解条項不履行者に対しても可及的速やかに強制執行の手続きをとり、滞納額の縮減に努めている。</p> <p>訴訟後の債権回収については、個別に追跡調査を実施し、電話、個別訪問等を行い、必要に応じて分割納入誓約書の提出を求め、適正な債権管理を行うため、平成 19 年度より再任用職員 2 名を配置して、督促を強化している。</p> <p>更には、緊急雇用創出事業の活用により、平成 21 年度から毎年 7 名程度の雇用を行い、初期滞納者への督促を強化している。</p> <p>平成 22 年度からは、滞納退去者のうち、県外移転者や居所不明者等の回収困難な債権について、民間債権回収会社(サービサー)に収納業務を委託し、不良債権の回収に努めている。</p> <p>③県営住宅駐車場使用料<br/>滞納者に対しては督促状の発行や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成 24 年度からは新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。</p> <p>今後は、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処していく。</p> <p>④県営住宅破損賠償金<br/>相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど適正な債権保全を講ずることができない状態となっていることから、回収が非常に困難であるが、引き続き所在調査を行っていく。</p> <p>当該賠償金のうち居所不明で回収不能な債権(12 名、185,944 円)については、今</p> |
| <p>2) 県営玉川団地敷地の貸付料にかける測定が年度末に行われていた。</p> <p>3) 県営玉川団地敷地の土地の貸付料について、収入科目が財産収入ではなく諸収入となっていた。</p> <p>4) 賃貸借物品であるノートパソコンについて、財務規則第 168 条に規定する占有物品受入調査及び払出調査が作成されていなかった。</p> <p>5) 県営住宅使用料及び駐車場使用料の収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が遅延しているものがあつた。</p> | <p>後、権利放棄の手続きを進めていく。</p> <p>⑤無断退去者の退去修繕費<br/>無断退去であることから債務者が居所不明であり、回収は非常に困難であるが、引き続き所在調査を行い、回収に努めていく。</p> <p>⑥県営住宅明渡し不履行損害賠償金<br/>既に退去後 10 余年が経過しており、債務者が居所不明となるなど、回収が非常に困難な状況であるが、引き続き所在調査を行っていく。</p> <p>所在が判明した 2 名については、現在、文書や訪問による督促を行っている。</p> <p>2) 平成 24 年度は、4 月 1 日に測定済みである。</p> <p>今後は、年度当初に測定するものリストを作成し、測定遅れないよう管理していく。</p> <p>2) 平成 24 年度は、財産収入として測定済みである。</p> <p>今後は、測定リストに収入科目も記載し、確認を行っていく。</p> <p>4) 事務手続きの周知徹底を図り、今後は規則に沿った適切な運用を図る。</p> <p>5) 県営住宅使用料の督促状況は、3 カ月以上の滞納者には毎月発付している。</p> <p>1~2 カ月のみ滞納者は毎月約 900 名おり、納期限後 20 日以内に発付することは事務処理上現体制では困難なことから、増員又は業務委託にて対応する方向で検討していくこととする。(平成 25 年度当初予算で 1~2 カ月の初期滞納者に対する滞納整理強化業務委託費(3 名雇用)を要求したが認められなかったため、引き続き検討していく。)</p> <p>今年度ではできるところから改善していくよう、2 カ月の滞納者(毎月約 300 名)に対して、2 月から督促状の発行を始めた。</p> <p>6) 県営住宅破損賠償金及び明渡し不履行損害賠償金については、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じた延滞債権管理等を作成済み。</p> <p>県営住宅使用料及び駐車場使用料については、その数が非常に多いことから、県営住宅管理システムの更新と併せて様式等を検討していくこととし、訴訟者については、事務引継ぎが適切に行えるよう、統一書式にて整理していくこととする。</p>                                     |



|  |   |
|--|---|
| 監査対象所属   | 県土整備部 中北建設事務所 (本町)  |
| 監査対象期間   | 平成23年度  |
| 監査実施日  | 平成24年5月17～18日、6月14日   |
| 監査の結果  |   |
| (指導事項)<br>6件(収入2、支出1、給与1、財産1、契約1)1)歳入について、次のとおり収入未済があった。<br>①道路使用料<br>過年度分 37,711円<br>平成23年度分 19,320円<br>合計 先数 7件 57,031円<br>②河川使用料<br>過年度分 23,535円<br>平成23年度分 100,734円<br>合計 先数 6件 124,269円<br>③工事契約解除に伴う前払金返還利息<br>平成13年度分 先数 1件 34,356円<br>④雑入(用地買収代金の返還を求めたもの)<br>平成15年度分 先数 1件 1,339,906円<br>⑤雑入(道路不法占用に伴う占有料相当額)<br>平成23年度分 先数 1件 134,002円 | 1) 収入未済について<br>①道路使用料回収結果<br>過年度分 37,711円<br>平成23年度分 19,320円<br>合計先数 7件 57,031円<br>過年度分 収入済額 27,300円<br>平成23年度分 収入済額 2,800円<br>合計先数 収入済額 2件 30,100円<br>過年度分 収入未済額 10,411円<br>平成23年度分 収入未済額 16,520円<br>合計先数 収入未済額 5件 26,931円<br>文書や電話による催告を行なっているが、倒産等により転居先不明で戻ってくるものが多く、また、電話も不通で連絡が取れないところが多い。(倒産・転居先不明3件、納入者死亡1件、その他1件)制度的に不満を持っているその他1件について、戸別訪問等をし納入を促している。複数年度分の長期滞納者に対し、文書及び戸別訪問をし納入を促したが応じないため、強制徴収を実施する旨の通知を出したところ、納入者本人が納付した。<br>②河川使用料<br>過年度分<br>強制徴収額 1,006円 未収件数 2件<br>未収残高 22,529円<br>(うち執行停止 9,360円)<br>滞納処分の執行停止: 1件<br>本人死亡、相続放棄のため<br>差押え実施(滞納額未済): 1件<br>複数年に渡り督促、分割納付、面談いずれも応じないため<br>平成23年度分<br>収入済額 25,350円(2件) 未収件数 2件<br>未収残高 75,384円<br>督促継続により納入: 2件<br>未収入の2件について、1件は経済的理由により納入を拒否している。 |

|  |  |
|--|--|
| <p>2) 行政財産使用料(自動販売機)の計算に誤りがあり、過小に測定されていた。</p> <p>3) CATVの維持経費(視聴料)について、地方自治法施行令第163条及び財務規則第76条の規定に該当しないにもかかわらず、前金払いにより支払いを行っていた。</p> <p>4) 非常勤嘱託職員の報酬のうち通勤手当に相当する額の積算に誤りがあり、過払いとなっているものがあつた。</p> <p>5) 取得用地に未登記のものがあつた。<br/>過年度分 270筆 平成23年度分 6筆<br/>合計 276筆</p> | <p>所在調査を継続し、分割納付を視野に催告を行っていく。</p> <p>③④工事契約解除に伴う前払金返還利息<br/>平成13年度分 先数 1件 34,356円 及び用地買収代金の返還を求めたもの 平成15年度分 先数 1件 1,339,906円については、今年度中に電話催促や訪問を行ったが、引き続き関係者に納入を督促していく。</p> <p>⑤雑入(道路不法占用に伴う占有料相当額)<br/>平成23年度分 先数 1件 134,002円<br/>電話による催告を行った結果 24年5月2日に収納となっている。</p> <p>なお、平成24年度からは、全果的に「占有物件の管理台帳システム」を道路管理課主導で導入する予定であり、これにより管理台帳の一元化を行い、見落としやすい引き継ぎ時の不備等を防ぐこととしている。</p> <p>2) 行政財産使用料について<br/>庁舎の非常用発電設備の新設のため公有財産の評価額が更新されたが行政財産使用料は旧価格で算定してしまつた。<br/>今後は担当間の連絡を密にするとともに県行政財産使用料条例等に沿つた処理を行うものとする。</p> <p>3) CATV維持管理料について、今後は「支出負担行為同一チェック表」等を活用し財務規則に沿つた処理を行っていく。</p> <p>4) 非常勤嘱託職員の通勤手当について、平成24年8月に返納の手続きを行った。その後、認定業務チェックリスト等を用いて適正な確認をすると共にチェック回数を増やす措置を講じた。</p> <p>5) 平成23年度契約分で平成23年度中に登記が完了しなかつた案件については1筆を残し登記は終了した。残り1筆も登記完了となるよう手続き中である。<br/>平成22年以前の過年度未登記については、昨年度に引続き専従の嘱託職員を配置し、かつ未登記処理の正担当者として用地課長を充て、副担当者として用地担当職員を1名充てて処理の推進を図っていくとともに、昨年度作成した未登記地図などにより未登記情報を職員間で共有し、通常業務のなかでも解決できるようにしている。<br/>また、(社)山梨県公共嘱託登記士地家屋調査士協会や(社)山梨県公共嘱託司法書士協会に未登記地の調査を委託し、専門的な見地から未登記を解消可能な案件と、境界</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>6) 荒川ダム管理事務所及び公園浄化槽維持管理の随意契約(見直し合わせ)において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。</p> | <p>未定・相続人多数など解消困難な案件とに分類し、解消可能な案件から優先的に対処している。</p> <p>【参考】<br/>平成22年度以前 270筆→242筆<br/>(平成24年12月末時点)<br/>平成23年度 6筆→1筆<br/>(平成24年12月末時点)</p> <p>6) 予定価格調書について<br/>支出負担行為の作成時に「支出負担行為の同いチェック表」等を活用し、起案者、チェック担当者の理解を深めることにより財務規則に沿った処理を行っていく。</p> |
|---|---|

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 中北建設事務所(峡北支所) |
| 監査対象期間 | 平成23年度              |
| 監査実施日  | 平成24年5月14～16日、6月12日 |
|        | 監査の結果               |

|   |   |
|---|---|
| <p>(指導事項)<br/>5件 (収入2、支出1、財産1、重点1)<br/>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①道路使用料<br/>過年度分 先数 2件 154,400円<br/>②河川使用料<br/>過年度分 285,500円<br/>平成23年度分 630,777円<br/>合計 先数 2件 896,277円<br/>③雑入(陸河川敷既往使用料)<br/>平成23年度分 先数 1件 335,900円<br/>④工事契約解除に伴う前払金返還利息<br/>過年度分 先数 1件 1,145,556円</p> | <p>1) 歳入に係る収入未済について</p> <p>①道路使用料<br/>過年度分 先数 2件 154,400円<br/>1件は収納済(H24.5.1)、他の1件はH24.4から分割による納付を履行させ、現在の未収金が60,000円となっている。未収金は、引き続き納付の履行管理を行い全額収納に努める。</p> <p>②河川使用料<br/>過年度分 285,500円<br/>平成23年度分 630,777円<br/>合計 先数 2件 896,277円<br/>過年度分の1件は、未納者と納付相談並びに市及び金融機関への財産調査を考慮し、現時点での支払い能力は無いと判断した。</p> <p>今後、市等が差押えた財産に交付要求を行う等の徴収方法を検討し、全額収納に努める。</p> <p>平成23年度分は、収納済(H24.6.7)<br/>③雑入(陸河川敷既往使用料)<br/>平成23年度分 先数 1件 335,900円<br/>収納済(H24.5.10)<br/>④工事契約解除に伴う前払金返還利息<br/>過年度分 先数 1件 1,145,556円<br/>当該法人の関係者に2回の監戸及び1回の電話による調査を実施した。引き続き、関係機関に本人の所在並びに保有財産及び</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>2) 道路使用料の測定が遅延しているものがあった。</p> <p>3) 委託料の支払いにおいて財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求月のないものにより支払いを行っているものがあった。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあった。<br/>過年度分 242筆</p> | <p>債権債務の有無等の調査を行う中で、徴収方法を検討する。</p> <p>2) 道路使用料の測定が遅延について<br/>今後は申請書を受け付ける際には、複数人で内容について精査を行い、適正な事務手続きを行うよう努める。</p> <p>3) 委託料の支払いにおいて財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求月のないものにより支払いを行っているものがあったことについて<br/>今後は、請求書の受領の際、複数で書類の確認を行い、適正な支払い事務を行うよう努める。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあったことについて<br/>平成24年度未までに7筆の未登記を解消した。<br/>また、本年度未までに過年度未登記案件を、解消可能な案件と解消困難な案件に分類し、解消可能な案件を最優先に、引き続き未登記の解消に努める。</p> <p>5) 工事契約解除に伴う前払金返還利息に係る収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかったことについて延滞債権管理簿を作成した。引き続き、債権回収のため、債務者の所在及び財産調査等を実施し、延滞債権管理簿の更新を適正におこなっていくこととする。</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| 監査対象所属  | 県土整備部 峡東建設事務所  |
| 監査対象期間  | 平成23年度   |
| 監査実施日   | 平成24年5月24～25日、6月19日  |
|   | 監査の結果  |
| <p>(指導事項) 4件 (収入2、財産1、工事1)<br/>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①道路使用料<br/>過年度分 15,400円<br/>平成23年度分 40,924円<br/>合計 先数 4件 56,324円<br/>②河川使用料<br/>過年度分 先数 2件 8,450円<br/>③工事契約解除に伴う前払金返還利息<br/>過年度分 先数 3件 825,397円<br/>④公正入札違約金<br/>平成23年度分 先数 1件 28,726,425円</p> | <p>1) 未収金の回収に努めた結果、先数計4件50,574円が収入済みとなった。<br/>内訳は以下のとおり。<br/>①道路使用料は、過年度分1件5,600円<br/>平成23年度分2件40,924円が収入済みとなった。<br/>②河川使用料は、過年度分1件4,050円が収入済みとなった。<br/>残っている収入未済の①道路使用料、②河川使用料、③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息については、訪問等を継続実</p> |